

住民税の特別徴収が始まります

公的年金からの住民税(市県民税)の特別徴収(天引き)が、今年10月支給分の年金から始まります。これにより、年金の支払い業務を行う「日本年金機構」などが年金から住民税を特別徴収(天引き)して直接市へ納めるようになります。

なお、特別徴収される税額や住民税が特別徴収される公的年金の名称などは、納税通知書に記載していますので、「」確認ください。

●特別徴収の対象者

平成22年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に対する住民税の課税がある人が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する人は、特別徴収の対象となりません。

- ①平成22年1月1日以後、糸島市外に転出した人
- ②介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人が老齢基礎年金などの金額を超える人
- ③国民年金法に基づく老齢基礎年金などの年金の年額が18万円未満の人

●特別徴収対象の年金

老齢基礎年金や昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などが対象。障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象外です。

●特別徴収の中止

住民税の特別徴収を行っている人でも、次の場合は、特別徴収を中止します。

- ①特別徴収されている年金の支給が停止された場合
 - ②年金からの介護保険料の特別徴収が中止された場合
 - ③住民税の年金特別徴収税額に変更があった場合
 - ④他市町村への転出や死亡した場合
- 特別徴収が中止されると、特別徴収できなかった残りの税額が普通徴収(納付書などで納付)に切り替わります。なお、特別徴収が中止になり、普通徴収に切り替わった場合でも、公的年金からも特別徴収されてしまう場合があります。その分は、後日還付します。



■市民税・県民税納税通知書の見方

平成22年度 市民税・県民税 納税通知書 兼 決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知いたします。
税額変更理由

年税額	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	差引普通徴収税額
平成22年度の市県民税の総額			

年金から特別徴収される税額と支給月

第1期	第2期	第3期	第4期

年金支払者の名称
特別徴収を行う支払者の名称と公的年金の種類

平成22年10月	平成22年12月	平成23年2月

質問が多い事項についてお答えします

- Q** 住民税を公的年金から特別徴収する制度は、糸島市だけの制度ですか。
- A** この制度は、特殊な事情を除き平成21年10月支給分から日本全国で一律に開始された制度ですので、糸島市だけが実施するものではありません。
- Q** この制度により、納付する税額が増えることはありませんか。
- A** この制度は、納付方法を変更するものであり、税額が増えるということはありません。
- Q** 公的年金からの特別徴収を希望せず、従来どおり納付書や口座振替で納めることはできますか。
- A** 公的年金からの特別徴収は、地方税法(第321条の7の2)で定められた制度です。
- Q** 公的年金の所得以外に不動産所得があります。不動産所得に係る住民税も年金から特別徴収されますか。
- A** 公的年金からの特別徴収の対象となるのは、年金所得から計算した住民税額だけです。年金以外の所得から計算した住民税額は、給与からの特別徴収または普通徴収で納めていただきます。
- Q** 遺族年金をもらっています。住民税は遺族年金から特別徴収されますか。
- A** 遺族年金や障害年金は、非課税所得とされていますので、住民税が特別徴収されることはありません。

糸島市税務課
TEL 0932(2)20606